医療法人恵尚会の町立診療所指定管理終了に関する議事録発言の訂正のお知らせ

古平町は、医療法人恵尚会との町立診療所の指定管理協定に関する仙台地方裁判所での損害賠償請求訴訟(事件番号 令和3年(ワ)第392号事件)に関して和解が成立したことにともない、平成30年12月13日の第4回古平町議会定例会における同町長による別紙の本件発言1に関し、下記の(1)ないし(3)の事実があったことを確認し、同事実と異なる部分を訂正するとともに、別紙の本件発言2に関し、「脱法的に」という発言をした部分を撤回いたします。

古平町としては、今後も町民向けの適切な医療を提供できるよう精進してまいります。

記

(1)原告は、被告に対し、①平成30年1月10日及び同年3月に平成28年度の古平町診療所の決算報告書の内訳書、②平成30年6月7日に平成29年度の古平町診療所の決算報告書の内訳書をそれぞれ提出した。

上記②に先立つ平成30年6月1日の時点では、原告が、平成29年度の古平町診療所の決算報告書の内訳書の提出を拒否したことがあった。また、被告は、上記②の提出後の平成30年9月19日、原告に対して平成28年度及び平成29年度の総勘定元帳等の開示を求めたが、原告は、必要な報告は行っており、それ以上に必要な資料等があるのであれば特定をすることなどを求めて、これに応じなかった。

- (2) 原告は、平成28年度及び平成29年度は医師1名体制であったが、平成30年度(平成30年4月)から、医師2名体制を実現した。
- (3) 原被告間では、平成29年3月22日、指定管理者による管理に関する協定の変更により、原告が「入院病床(18床)を利用し、短期入所療養介護(介護予防含む)事業の実施」を行うことが合意され、原告は、同合意に基づき、入院病床を利用して短期入所療養介護事業(ショートステイ)を実施していた。

別紙

1 本件発言1

「内訳見せてくれと言ったら見せません。」、「当初2名、入院病床18床と言っておきながら、それも履行されない。」、「ここにきて折り返し地点に来てまだ全然やっていただけない。」(第4回古平町議会定例会議事録20頁記載)

2 本件発言 2

「1か月しかいれないショートステイを脱法的にちょっと長くやっている」 (上記議事録20頁記載)